

daily コラム

2020年10月15日(木)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

令和2年分から適用開始 所得金額調整控除に注意

令和2年分から適用される所得税の改正項目は多岐にわたり、基礎控除・寡婦控除・給与所得控除・公的年金等控除・青色申告特別控除の改正や、ひとり親控除・所得金額調整控除の創設などがあります。このうち所得金額調整控除は、新たに創設された制度で適用が想定されるケースも多そうです。今年の年末調整で戸惑わないよう注意しましょう。

所得金額調整控除

所得金額調整控除には、以下の二種類の控除があります。

(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

【適用対象者】 その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、かつ、①本人が特別障害者に該当する者、②年齢23歳未満の扶養親族を有する者、又は③特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する者

【所得金額調整控除額】 {給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

【適用対象者】 給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その控除後の合計額が10万円を超える者

【所得金額調整控除額】 {給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円

注意点

年末調整で適用できるのは(1)の制度ですが、この制度については以下の注意が必要です。

①「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出とは別に「所得金額調整控除申告書」の提出が必要となります。

②共働きの場合、扶養親族が一人であっても要件を満たせば、夫婦の双方で適用することも可能となります。

共働き世帯で扶養控除の適用を受ける場合は、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされますが、この制度ではそのような取り扱いはありません。



適用漏れがないように注意しましょう!

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

■子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の趣旨

平成30年度税制改正において、給与所得控除の見直しが行われ、給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額が引き下げられましたが、子育て等の負担がある者については経済的余裕が必ずしも十二分とは考えられないことから、給与所得控除の見直しにより負担増が生じないようにするため、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」が措置されました。

■給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の趣旨

平成30年度税制改正において、給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の見直しが行われました。給与所得、年金所得の両方を有する者については、給与所得控除額及び公的年金等控除額の両方が10万円引き下げられることから、基礎控除の額が10万円引き上げられたとしても、給与所得控除額及び公的年金等控除額の合計額が10万円を超えて減額となることにより、負担増が生じるケースがあり得ることとなりました。このような場合の負担増が生じないようにするために、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」が措置されました。

■所得金額調整控除申告書

令和2年分以後の「所得金額調整控除申告書」は、「給与所得者の基礎控除申告書」及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式となっています。

■共働き世帯における所得金額調整控除の適用（『所得金額調整控除に関するFAQ』9頁）

〔問〕 いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する20歳の子がいる場合、扶養控除の適用

については夫婦のいずれかで受けることとなりますが、所得金額調整控除（子ども等）の適用についても夫婦のいずれかで受けることとなるのでしょうか。

〔答〕

同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの者の扶養親族に該当する人については、これらの者のうちいずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働きの世帯の場合、一の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

他方、所得金額調整控除（子ども等）の適用については、扶養控除と異なり、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされませんので、これらの者はいずれも扶養親族を有することとなります。そのため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けることができます。

■参考

・No.1411 所得金額調整控除(国税庁タックスアンサー)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1411.htm>

・No.2676 年末調整で所得金額調整控除の適用を受けるとき(国税庁タックスアンサー)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2676.htm>

・所得金額調整控除に関するFAQ(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020006-075.pdf>

・給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除の申告(国税庁)

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_73.htm